

第15号様式(第11条第1項)

第 号

年 金 証 書

横 浜 市

(A5)

受給権者の氏名\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生

補 償 の 種 類\_\_\_\_\_ 補償年金(第\_\_\_\_\_級)

年 金 の 額\_\_\_\_\_ 円

支 給 開 始 年 月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により上記のとおり支給します。

(実施機関の職氏名)

印

(注 意)

- 1 この証書は、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲り渡し、又は国民生活金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、実施機関に対し現に受けている補償の種類に応じて、傷病補償年金現状報告書、障害補償年金現状報告書又は遺族補償年金現状報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を実施機関に返納してください。
- 6 実施機関又は横浜市公務災害補償等審議会から報告又は出頭等を求められたときにその報告をせず、出頭せず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、又は医師の診断を拒んだ者は、条例第25条の規定により、200,000円以下の罰金に処せられます。
- 7 実施機関への届出、提出、請求等は、次のところあてに行ってください。

(名 称)

(所 在 地)

(電話番号)